

農林水産省

(一般職技術系業務説明)

農林水産省

本日は話すこと

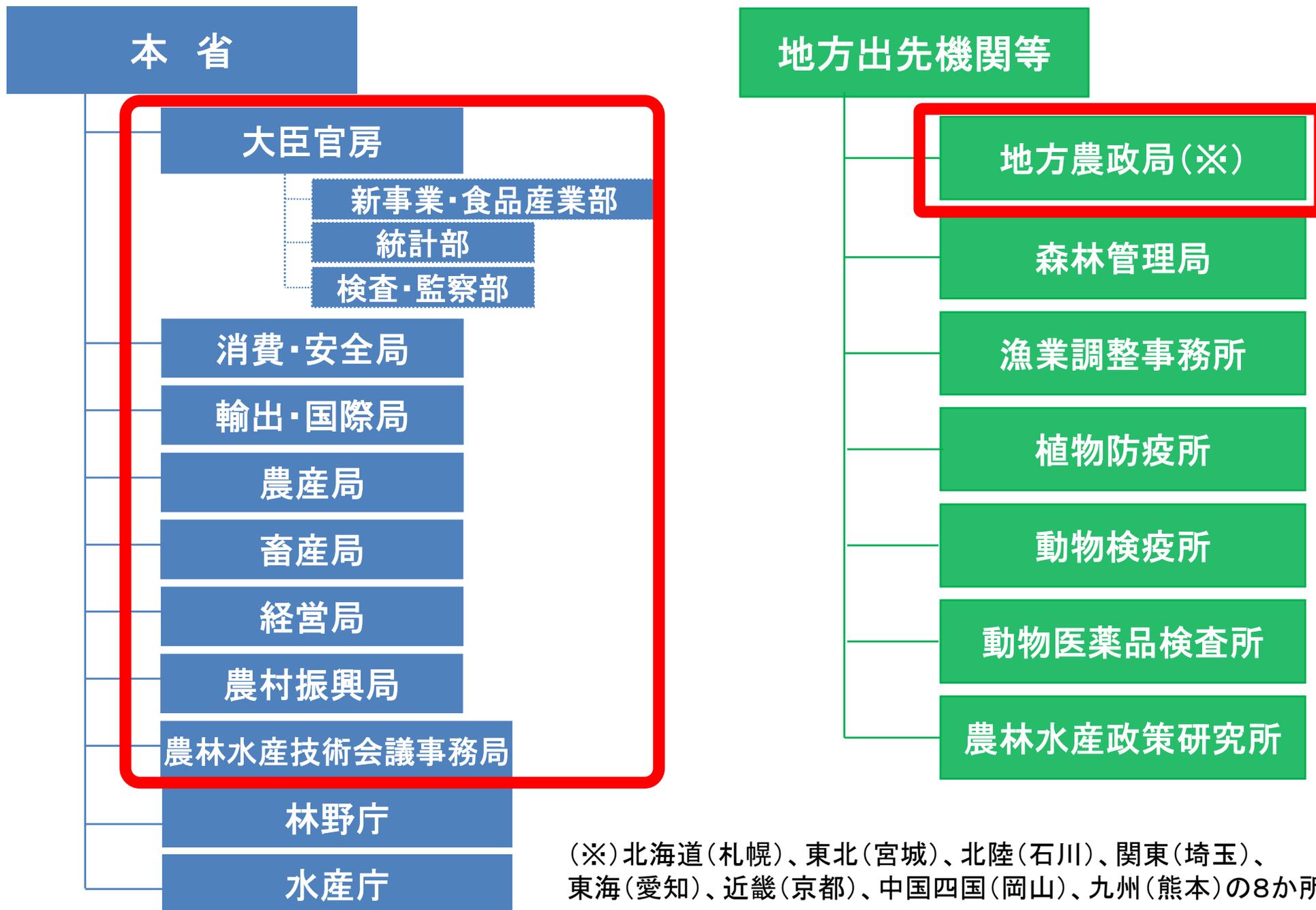
1. 農林水産省の概要とキャリアパス

2. 農林水産省の働き方について

農林水産省のビジョン・ステートメント

わたしたち農林水産省は、
いのち
生命を支える「食」と安心して暮らせる「環境」を
未来の子どもたちに継承していくことを使命として、
常に国民の期待を正面から受けとめ
時代の変化を見通して政策を提案し、
その実現に向けて全力で行動します。

農林水産省の組織



(※) 北海道(札幌)、東北(宮城)、北陸(石川)、関東(埼玉)、東海(愛知)、近畿(京都)、中国四国(岡山)、九州(熊本)の8か所

農林水産行政の流れ

「食」や「農」を取り巻く様々な課題をどうすれば解消できるのか？
農業の成長産業化のため、どのような仕掛けが必要か？

政策の企画・立案 (主に本省)

- ・ 課題の設定
- ・ 基本的な方針の作成

- ・ 政策手法の検討
(法令、事業等)

- ・ 政府内、外部との調整
- ・ 法令作成、予算の確保

政策の実行 (主に地方農政局)

- ・ 政策の現場への周知
- ・ 法令、事業等の執行
(交付、検査等)

- ・ 政策情報の収集
- ・ 現場の問題点の把握

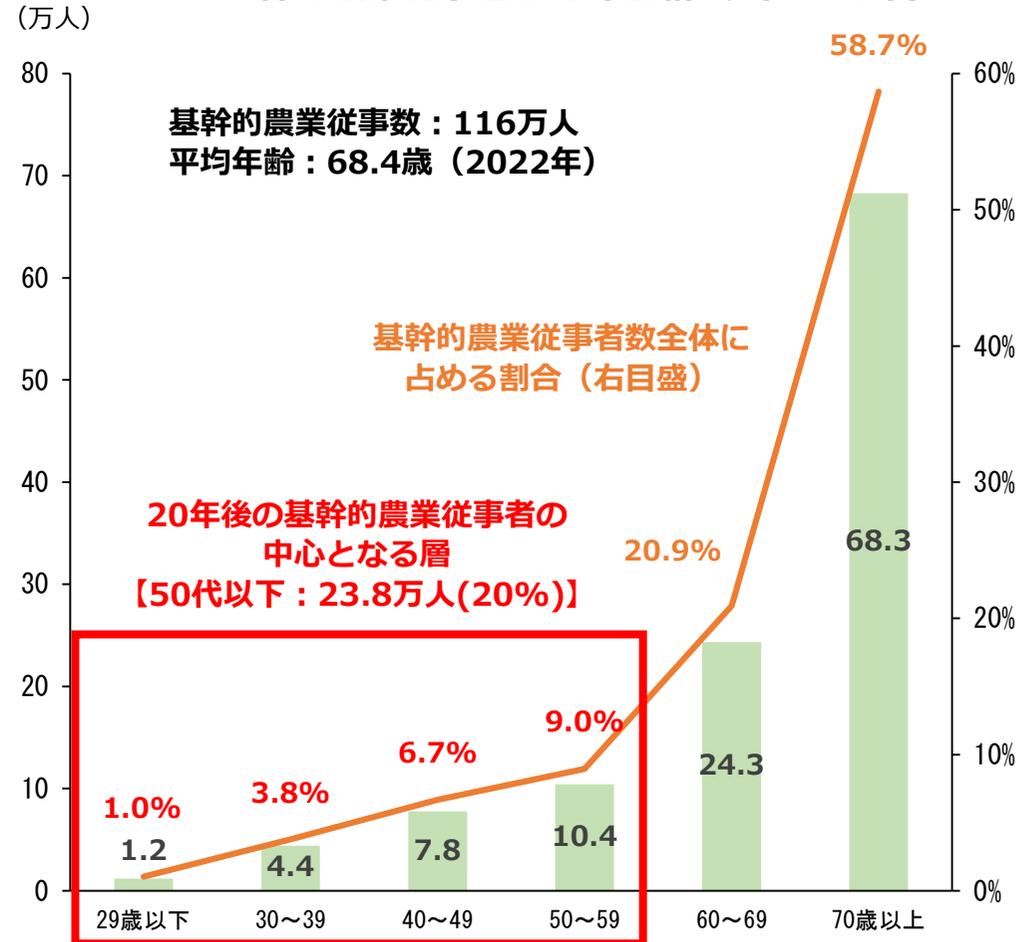
課題と政策例①

～スマート農業の推進～

人口減少下での農業政策（背景）

- 今後20年間で、**基幹的農業従事者は現在の約1/4（116万人→30万人）にまで減少**すること等が見込まれ、**従来の生産方式**を前提とした農業生産では、**農業の持続的な発展や食料の安定供給を確保できない**。
- 農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するためには、農作業の効率化等に資する**スマート農業技術の活用**と併せて**生産方式の転換**を進めるとともに、**スマート農業技術等の開発・普及**を図ることで、**スマート農業技術の活用を促進する必要**。

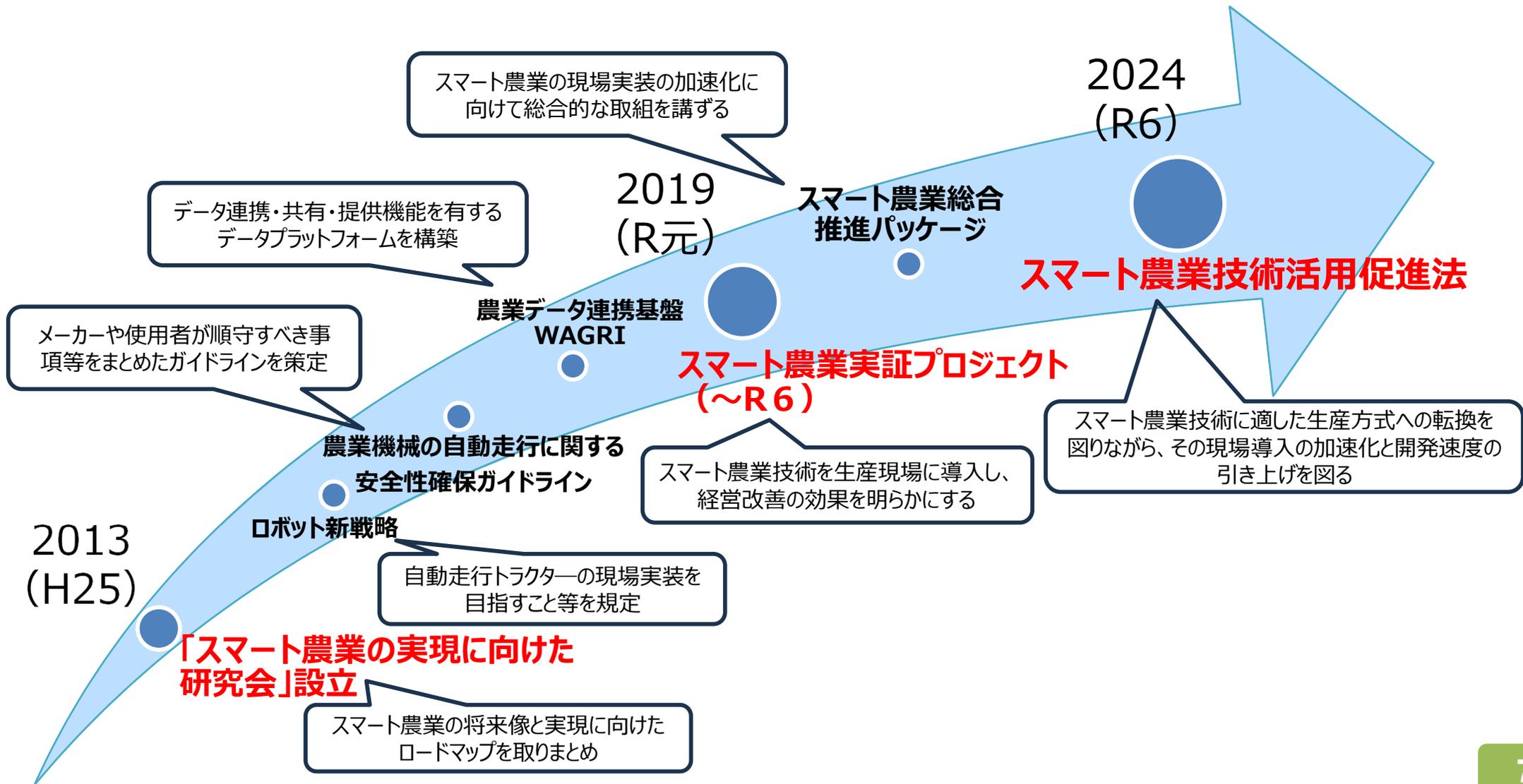
基幹的農業従事者数の年齢構成（2023年）



資料：農林水産省「農業構造動態調査」（2022年、2023年は概数値）
注：基幹的農業従事者とは、15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。

スマート農業分野の取組について

2013年（平成25年）「スマート農業の実現に向けた研究会」の立ち上げ、令和元年から「スマート農業実証プロジェクト」、令和6年から「スマート農業技術活用促進法」の施行等により、スマート農業を推進。



スマート農業技術の活用の促進に当たっての課題

スマート農業技術の活用の促進に当たっては、**スマート農業技術に適した生産方式への転換**を図りながら、**①現場導入の加速化と②開発速度の引上げを図る必要。**

人手を前提とした慣行的な生産方式 (現状)

出荷規格に合わせて収穫するには、
人手が必要だが、
将来、人員を確保することも難しく、
営農を続けられないかも…



スマート農業技術に適した生産方式への転換 (目指す姿)

実需者ニーズに合わせて、機械で一斉収穫ができるよう
畝間を広げ、品種を変えたら、スマート農業機械
が良く機能したよ。これなら、農業が続けられるね



関係者の声

- ✓ 農業分野の研究機関（農研機構等）や生産現場に伝手がなく、技術開発や生産現場への橋渡しがうまくできない。
- ✓ ほ場などの条件が多岐にわたることや、慣行的な栽培方法へのこだわり、作物ごとの転用が困難なことが技術の開発・導入双方のハードルを上げている。
- ✓ 技術開発・供給側と生産現場側の両方の歩み寄りが重要。

農業の現場では…

- ✓ 衛星データを活用して農機を直進制御する技術等、一部の農機等では実用化が始まっている



GNSSガイダンス、自動操舵システム



ドローン

スマート農業技術の現場導入を加速させ、その効果を十分に引き出すには、ほ場の畝間拡大、均平化や合筆、枕地の確保、作期分散、出荷の見直し等、**スマート農業技術に適した生産方式への転換が重要**

技術の開発では…

- ✓ ニーズの高い野菜や果樹の収穫ロボット等の技術開発は難度が非常に高く、実用化に至らず



自動収穫機での収穫に失敗したキャベツ



開発者

異業種で培った技術を農業分野に生かしたいけど、ほ場も作物の生育もバラバラで手が出せないなあ。

開発速度を引き上げるには、スマート農業技術に適した生産方式への転換により開発ハードルを下げつつ、**開発が特に必要な分野を明確化して多様なプレーヤーの参画を進めることが重要**

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、
①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）
②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）
の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第6条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等）

↑ 申請

↓ 認定

↑ 申請

↓ 認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）【法第7条～第12条】

【生産方式革新事業活動の内容】

・**スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセット**で相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動

【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等※1
（農業者又はその組織する団体）

※1 継続性や波及性を勘案し、複数の農業者が有機的に連携して取り組むことが望ましい

〔スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能〕

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認等）など

②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）【法第13条～第19条】

【開発供給事業の内容】

・農業において特に必要性が高いと認められる**スマート農業技術等※2の開発**及び当該スマート農業技術等を活用した**農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業**

※2 スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

・開発供給事業を行おうとする者
（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・農研機構の研究開発設備等の供用等
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認）など

【税制特例】①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例（特別償却）、②の計画に記載された会社の設立等に伴う登記に係る登録免許税の軽減

生産方式革新事業活動のイメージ

- **スマート農業技術の活用 (A) と人手による作業を前提とした栽培方法の見直し等新たな生産の方式の導入 (B)を合わせて**相当規模で行い、**スマート農業技術の効果を十分に引き出す生産現場の取組を認定**することで、人口減少下でも生産水準が維持できる**生産性の高い農業を実現**。

収穫ロボット+栽培方法の見直し (アスパラガス)

現状



ひとつひとつ目視で確認しながらの
人手による収穫作業

(A) 将来の姿



自動収穫ロボットの導入

(B)



通路幅を広くすることで、機械導入・
栽培管理が容易に
立茎数を減らすことにより、ロボットが
アスパラを容易に認識・アクセス可能に



作業動線が複雑で機械導入や栽培
管理が困難

収穫ロボット+省力樹形の導入 (りんご)

現状



ひとつひとつ目視で確認しながらの
人手による収穫作業

(A) 将来の姿



自動収穫ロボットの導入

(B)



省力樹形とし、直線的に配置するこ
とにより、機械作業が容易に



樹木がほ場内に散在
作業動線が複雑で機械作業が困難

開発供給事業のイメージ

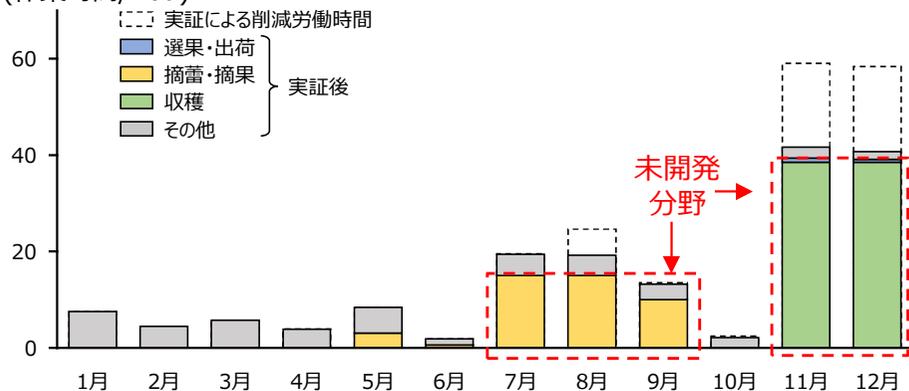
- 国が開発を進める必要があるスマート農業技術等※の分野・目標（重点開発目標）を基本方針において明示。
 - これに沿ってスマート農業技術等の開発や生産現場への供給を一体的に行う取組を国が認定し、開発及び成果の普及を促進。
- ※スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

開発供給事業の考え方

- スマート農業実証プロジェクトから得られたデータ等を分析し、
 - ① 営農類型ごとに、
 - ② 周年作業の中で特に労働時間・負荷がかかるために現場からの省力化ニーズが高く、かつ、スマート農業技術等の開発が遅れている作業を特定した上で、
 - ③ 当該作業について人口減少下においても生産水準の維持を可能とする労働時間の削減割合及びその実現に必要なスマート農業技術を「重点開発目標」として設定することを検討
- ➡ 「重点開発目標」を基本方針に位置付け、その目標の達成に寄与する技術の開発及び供給の事業を計画認定により支援

<果樹作（みかん）の場合のイメージ>

（作業時間/10a） 実証経営体の月別作業時間



- 選果・出荷、摘蕾・摘果、収穫に多くの人手を要し、特に摘蕾・摘果や収穫に使える実用化技術が現状無く、その分野の技術開発が課題。
- これらの分野の労働時間の削減割合を数値目標として設定するとともに、その実現に必要なスマート農業技術を提示。

スマート農業機械の開発と農薬散布サービスの供給に取り組む 研究開発型スタートアップ（事業のイメージ例）

■ スマート農業機械の開発

- IT、金融業界を経験した若者が農業の課題解決のために起業。ロボットのハードウェアからソフトウェアまで全て自社で開発。
- 主力はねぎの自動農薬散布ロボットで、畝の幅にロボットのサイズを合わせることで他の露地栽培の農作物に応用する改良も推進。
- 将来は、ハウス栽培用のロボットや、食品加工の自動化の開発も見据える。

■ 農薬散布サービスの供給

- サービス事業会社を分社化し、開発したロボットを用いた農薬散布サービスを展開。農薬散布に伴う人件費、作業負担、スキルによるムラなど、中小・家族経営を含めた地域の農業者の悩みを解決し、栽培面積拡大、農薬散布のコスト削減に寄与。



ねぎの自動農薬散布ロボット

課題と政策例②

～みどりの食料システム戦略～

みどりの食料システム戦略（概要）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

Measures for achievement of Decarbonization and Resilience with Innovation (MeaDRI)

令和3年5月
農林水産省

現状と今後の課題

- 生産者の減少・高齢化、地域コミュニティの衰退
- 温暖化、大規模自然災害
- コロナを契機としたサプライチェーン混乱、内食拡大
- SDGsや環境への対応強化
- 国際ルールメイキングへの参画

「Farm to Fork戦略」(20.5)

2030年までに化学農薬の使用及びリスクを50%減、有機農業を25%に拡大

「農業イノベーションアジェンダ」(20.2)

2050年までに農業生産量40%増加と環境フットプリント半減

農林水産業や地域の将来も見据えた持続可能な食料システムの構築が急務

持続可能な食料システムの構築に向け、「みどりの食料システム戦略」を策定し、中長期的な観点から、調達、生産、加工・流通、消費の各段階の取組とカーボンニュートラル等の環境負荷軽減のイノベーションを推進

目指す姿と取組方向

2050年までに目指す姿

- 農林水産業のCO2ゼロエミッション化の実現
- 低リスク農薬への転換、総合的な病害虫管理体系の確立・普及に加え、ネオニコチノイド系を含む従来の殺虫剤に代わる新規農薬等の開発により化学農薬の使用量（リスク換算）を50%低減
- 輸入原料や化石燃料を原料とした化学肥料の使用量を30%低減
- 耕地面積に占める有機農業の取組面積の割合を25%(100万ha)に拡大
- 2030年までに食品製造業の労働生産性を最低3割向上
- 2030年までに食品企業における持続可能性に配慮した輸入原材料調達の実現を目指す
- エリートツリー等を林業用苗木の9割以上に拡大
- ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖において人工種苗比率100%を実現

戦略的な取組方向

2040年までに革新的な技術・生産体系を順次開発（技術開発目標）

2050年までに革新的な技術・生産体系の開発を踏まえ、

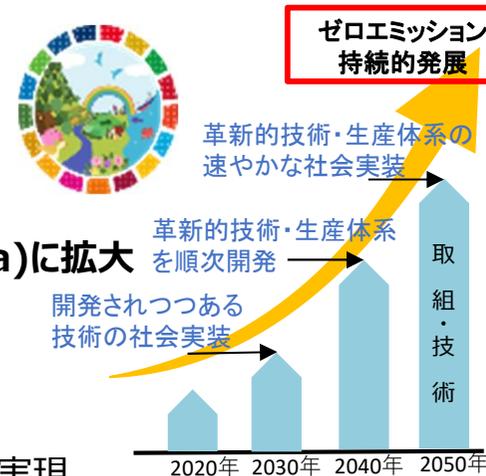
今後、「政策手法のグリーン化」を推進し、その社会実装を実現（社会実装目標）

※政策手法のグリーン化：2030年までに施策の支援対象を持続可能な食料・農林水産業を行う者に集中。

2040年までに技術開発の状況を踏まえつつ、補助事業についてカーボンニュートラルに対応することを目指す。

補助金拡充、環境負荷軽減メニューの充実とセットでクロスコンプライアンス要件を充実。

※革新的技術・生産体系の社会実装や、持続可能な取組を後押しする観点から、その時点において必要な規制を見直し。地産地消型エネルギーシステムの構築に向けて必要な規制を見直し。



期待される効果

経済 持続的な産業基盤の構築

- ・輸入から国内生産への転換（肥料・飼料・原料調達）
- ・国産品の評価向上による輸出拡大
- ・新技術を活かした多様な働き方、生産者のすそ野の拡大

社会 国民の豊かな食生活 地域の雇用・所得増大

- ・生産者・消費者が連携した健康的な日本型食生活
- ・地域資源を活かした地域経済循環
- ・多様な人々が共生する地域社会

環境 将来にわたり安心して暮らせる地球環境の継承

- ・環境と調和した食料・農林水産業
- ・化石燃料からの切替によるカーボンニュートラルへの貢献
- ・化学農薬・化学肥料の抑制によるコスト低減

アジアモンスーン地域の持続的な食料システムのモデルとして打ち出し、国際ルールメイキングに参画（国連食料システムサミット（2021年9月）など）

みどりの食料システム戦略（具体的な取組）

～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

調達

1. 資材・エネルギー調達における脱輸入・脱炭素化・環境負荷軽減の推進

- (1) 持続可能な資材やエネルギーの調達
- (2) 地域・未利用資源の一層の活用に向けた取組
- (3) 資源のリユース・リサイクルに向けた体制構築・技術開発

～期待される取組・技術～

- ▶ 地産地消型エネルギーシステムの構築
- ▶ 改質リグニン等を活用した高機能材料の開発
- ▶ 食品残渣・汚泥等からの肥料成分の回収・活用
- ▶ 新たなタンパク資源（昆虫等）の利活用拡大等

2. イノベーション等による持続的生産体制の構築

- (1) 高い生産性と両立する持続的生産体系への転換
- (2) 機械の電化・水素化等、資材のグリーン化
- (3) 地球にやさしいスーパー品種等の開発・普及
- (4) 農地・森林・海洋への炭素の長期・大量貯蔵
- (5) 労働安全性・労働生産性の向上と生産者のすそ野の拡大
- (6) 水産資源の適切な管理

～期待される取組・技術～

- ▶ スマート技術によるピンポイント農薬散布、病害虫の総合防除の推進、土壌・生育データに基づく施肥管理
- ▶ 農林業機械・漁船の電化等、脱プラ生産資材の開発
- ▶ バイオ炭の農地投入技術
- ▶ エリートツリー等の開発・普及、人工林資源の循環利用の確立
- ▶ 海藻類によるCO₂固定化（ブルーカーボン）の推進等

生産

4. 環境にやさしい持続可能な消費の拡大や食育の推進

- (1) 食品ロスの削減など持続可能な消費の拡大
- (2) 消費者と生産者の交流を通じた相互理解の促進
- (3) 栄養バランスに優れた日本型食生活の総合的推進
- (4) 建築の木造化、暮らしの木質化の推進
- (5) 持続可能な水産物の消費拡大

～期待される取組・技術～

- ▶ 外見重視の見直し等、持続性を重視した消費の拡大
- ▶ 国産品に対する評価向上を通じた輸出拡大
- ▶ 健康寿命の延伸に向けた食品開発・食生活の推進等

- ✓ 雇用の増大
- ✓ 地域所得の向上
- ✓ 豊かな食生活の実現

3. ムリ・ムダのない持続可能な加工・流通システムの確立

- (1) 持続可能な輸入食料・輸入原材料への切替えや環境活動の促進
- (2) データ・AIの活用等による加工・流通の合理化・適正化
- (3) 長期保存、長期輸送に対応した包装資材の開発
- (4) 脱炭素化、健康・環境に配慮した食品産業の競争力強化

～期待される取組・技術～

- ▶ 電子タグ（RFID）等の技術を活用した商品・物流情報のデータ連携
- ▶ 需給予測システム、マッチングによる食品ロス削減
- ▶ 非接触で人手不足にも対応した自動配送陳列等

加工・流通

みどりの食料システム法の運用状況

みどりの食料システム法 施行（令和4年7月1日） 施行令・施行規則等も施行

国の基本方針 公表（令和4年9月15日）

告示・事務処理要領・申請書様式、ガイドライン等も併せて公表

○ 令和4年度中に全都道府県で基本計画が作成

令和5年度から都道府県による
**環境負荷低減事業活動に取り組む
農林漁業者の計画認定が本格的にスタート**

○ 46道府県で計19,000以上の経営体を認定
(令和6年11月末時点)

○ 24道県53区域で特定区域を設定
特定計画が2県3区域で認定

○ 有機農業を促進するための栽培管理協定が
茨城県常陸大宮市で締結
(令和6年12月時点)

生産現場の環境負荷低減を効果的に進めるため、
現場の農業者のニーズも踏まえ、
**環境負荷低減に役立つ技術の普及拡大等
を図る事業者の計画を認定**



リモコン草刈機の普及



可変施肥田植機の普及



堆肥散布機の普及

○ 86の事業者を認定（令和6年12月時点）

引き続き、農林漁業者・事業者の計画認定を拡大するとともに、みどり投資促進
税制、融資の特例、予算事業の優先採択等により、環境負荷低減の取組を推進。

みどりの食料システム戦略の実現に向けた取組（国が講ずべき施策）

○ 食料システムの関係者だけでは解決し得ない課題に対処するため、特に国が講ずべき施策の方向性を明確化。

① 食料システムの関係者の理解の増進



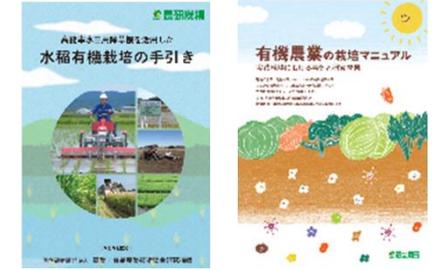
➢ 広報活動の充実

② 技術の研究開発の促進



➢ 産学官連携の強化、研究者の養成等

③ 技術の普及の促進



➢ 栽培マニュアル等の情報提供や普及事業の展開

⑦ 環境負荷の低減に資する農林水産物等の消費の促進



➢ 消費者への適切な情報提供、食育の推進

⑧ 評価手法等の開発



➢ 脱炭素化等の定量化・評価手法（見える化）の検討

④ 環境負荷の低減に資する生産活動の促進



➢ 地力増進、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの削減・吸収 など

⑥ 環境負荷の低減に資する農林水産物等の流通の合理化の促進



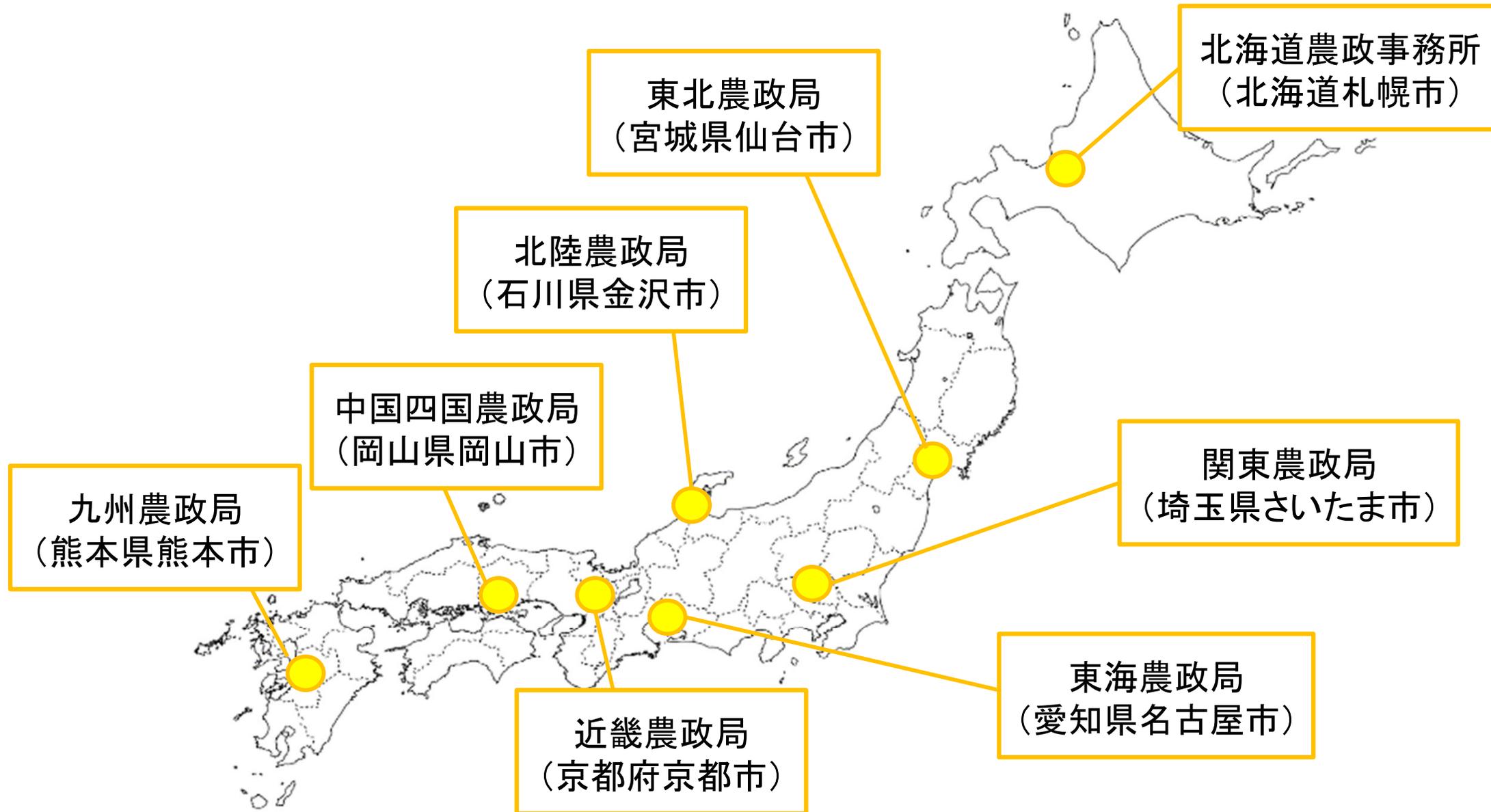
➢ ICT化、モーダルシフト、集出荷拠点の集約化等

⑤ 環境負荷の低減に資する原材料の利用の促進



➢ 原材料の生産等の状況に関する情報収集・提供

地方農政局の所在地



地方農政局での仕事風景①



高収益作物の生産・需要拡大現地検討会の様子
@近畿農政局



麦・大豆に関連する支援策（補助事業）の説明
@九州農政局



米粉普及に関するイベントにおいて、地元テレビ局の取材対応
@北陸農政局



親子花育セミナーで参加者に説明している様子
@東海農政局

地方農政局での仕事風景②

災害対応



政務出張随行



生産者説明会



資料作成



打合せ



情報収集



補助事業関連視察



BUZZMAFF撮影



電話対応



データ整理



PRイベント



オンライン会議



自治体説明会



政策Open Lab

- **勤務時間の1～2割で新規の課題解決プロジェクト**を立案・実行。
- 所属部局に関わらず関心のある職員がチームを組み、新たな農林水産政策を立案。**予算の活用も可能。**

<有機食品消費拡大プロジェクト>

- ・「みどりの食料システム戦略」の目標を達成するため、消費サイドにもアプローチ
- ・昨今のトレンドの変化を捉えた新たな有機食品の訴求方法の検討

→コンビニメーカーとの連携による有機食品消費拡大！



<国産長粒種米輸出拡大プロジェクト>

- ・国内の主食用米の需要量は、毎年約10万トン減少しており、米の輸出拡大に一層取り組む必要。
- ・国内における長粒種米の生産可能性の検証（生産コスト、品質向上を検証）及び、米粉麺等への加工実証
- ・海外での日本産長粒種米の販売可能性の検証

→長粒種米を日本国内で生産し、世界において「売れる米づくり」へ！



農林水産省職員がYouTuberに!?



BUZZMAFF ばずまふ (農林水産省)
 @BUZZMAFF · チャンネル登録者数 17.3万人 · 1996本の動画
 農林水産省職員が、その人ならではのスキルや個性を活かして、我が国の農林水産物の良さを発信する。>
 チャンネル登録

おすすめ

【自慢のリアル】運動/バッグの中身を見せてください！ 自慢のデスクの上のそいで結果を報告します。#暮らし系公務員 | Whats in my bag? 2.1万回視聴 - 1ヶ月前

【自慢のリアル】運動/バッグの中身を見せてください！ 自慢のデスクの上のそいで結果を報告します。#暮らし系公務員 | Whats in my bag? 2.4万回視聴 - 3ヶ月前

【自慢のリアル】運動/バッグの中身を見せてください！ 自慢のデスクの上のそいで結果を報告します。#暮らし系公務員 | Whats in my bag? 5.3万回視聴 - 9ヶ月前

【自慢のリアル】運動/バッグの中身を見せてください！ 自慢のデスクの上のそいで結果を報告します。#暮らし系公務員 | Whats in my bag? 22万回視聴 - 9ヶ月前

Hot Topics

最近の人気動画
 BUZZMAFF ばずまふ (農林水産省) プレイリスト・次回更新
 【漬物】漬物屋が突入しました！ - 10:12
 【漬物】リュウジさん漬物の作り方やポイントが日本最大級食料会社から伝授！ - 18:27
 再生リストの全体を見る

ショート

【農水省】第8話「ホワイトデー」はあられ入付餅〜食〜 2287回視聴

#恋 3010回視聴で食口を越え、今話題「恋のイベント編」... 3101回視聴

【期間限定】ワイレフアン... が開店OPEN！? 4農林水... 4330回視聴

農林水産省の抹茶アートの作り方 1.9万回視聴 How to...

【食ロス担当】農水女子の一日「今日からできる食ロス...」 2184回視聴

【農水省】第4話「バレンタイン」はあられ入付餅〜食〜 4200回視聴

人気の動画 ▶ すべて再生

へ農林水産省があるへ〜 37万1919回視聴

農水省から職場へのお知らせ 108万回視聴 - 4年前

【お盆Vlog】お盆勤務の夜、お盆Vlogを公開しました。 89万回視聴 - 2年前

【お盆Vlog】お盆勤務の夜、お盆Vlogを公開しました。 84万回視聴 - 2年前

【お盆Vlog】お盆勤務の夜、お盆Vlogを公開しました。 51万回視聴 - 4年前

【お盆Vlog】お盆勤務の夜、お盆Vlogを公開しました。 30万回視聴 - 2年前

省内公募制なので、誰にでもチャンスがあります！

【設立】2020年1月7日
 【チャンネル登録者】17.1万人 (R7.1時点)

農林水産省職員自らが、YouTuberとなり担当業務にとらわれず、スキルや個性を活かして、農林水産省や日本の農林水産業の魅力を発信するプロジェクト。



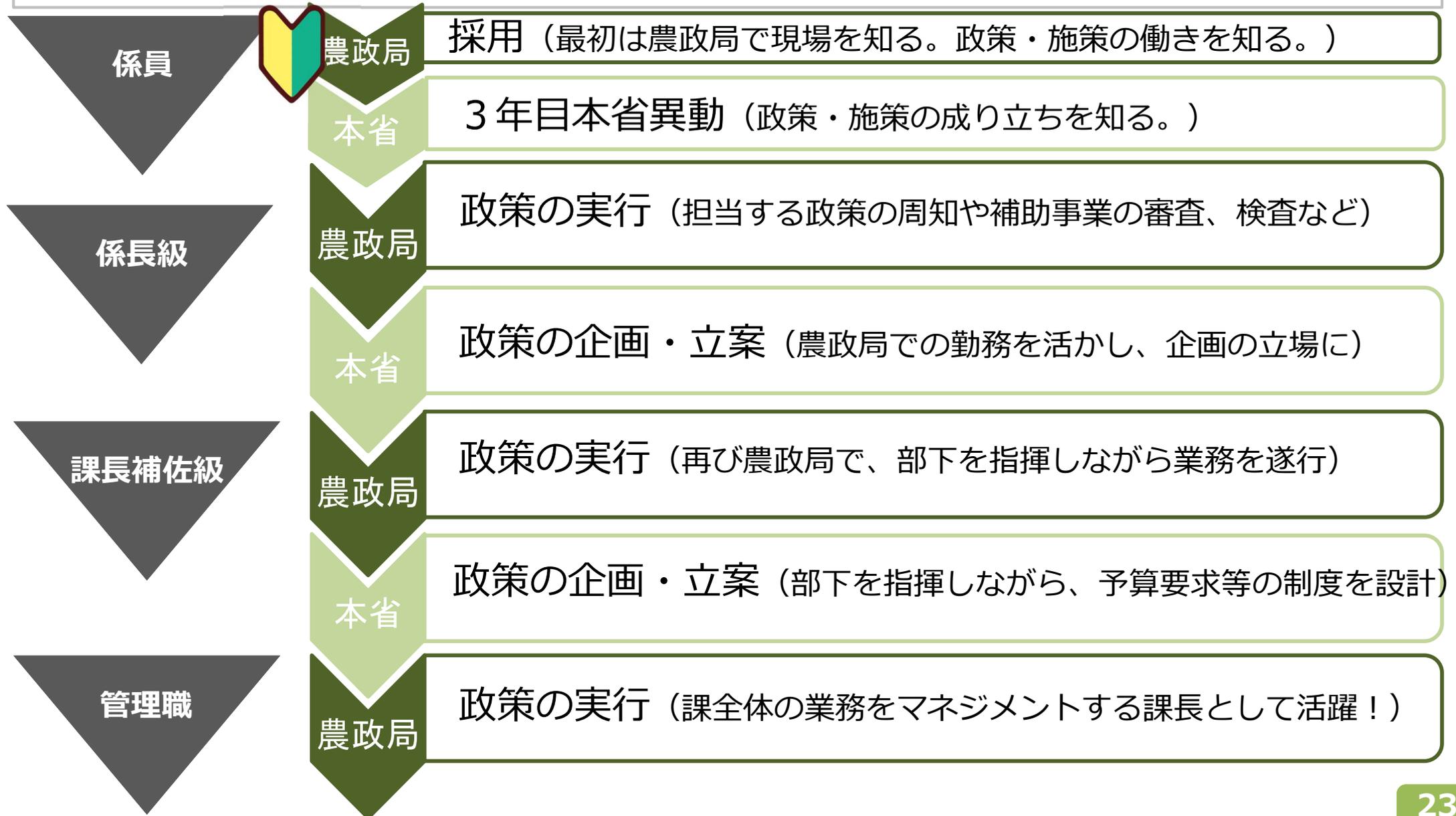
【BUZZMAFF】

農林水産省で働いている人ってどんな人？

	事務系(事務官)	技術系(技官)
総合職	<ul style="list-style-type: none"> ●院卒者試験 「行政」 「法務」 ●大卒程度試験 「政治・国際」 「法律」 「経済」 「教養」 	<ul style="list-style-type: none"> ●院卒者・大卒程度試験 「農業科学・水産」 「農業農村工学」 「森林・自然環境」 「化学・生物・薬学」 「工学」 「デジタル」 「数理科学・物理・地球科学」 「人間科学」 「教養」 ●獣医系技術職(総合職相当)
一般職	<ul style="list-style-type: none"> ●大卒程度試験 「行政」 	<ul style="list-style-type: none"> ●大卒程度試験 「農学」、「化学」、「物理」 「農業農村工学」、「機械」 「デジタル・電気・電子」 「林学」、「土木」、「建築」 ●畜産系技術職(一般職相当) ●水産系技術職(一般職相当)

一般職農業技術系のキャリアイメージ

- 希望された農政局と本省（霞が関）を中心におおむね**2～3年程度で異動**します。
- 人事異動に際し、**職員の希望を定期的に聴取**しています。



本日は話すこと

1. 農林水産省の概要とキャリアパス

2. 農林水産省の働き方について

働き方について

- 全職員に持ち出し可能な端末(セキュア端末)が配布され、全職員が新しいソフトウェア(**Microsoft M365 E5(Teams等)**)を活用できるシステム環境となっています。

通信環境が大幅に改善！

- ・広帯域で高セキュリティの回線が配備。
- ・庁舎内LANは、高速なWifi(Wifi6)通信が可能に。



持ち出し可能な端末

- ・全職員に、高機能、高セキュリティ機能を備え軽量端末(セキュア端末)が配布。
- ・庁舎外でも携帯電話の電波が届く場所であれば、業務が可能。



コロナを経て働き方が変革しています！！

Teams等の利用で働き方が変革！

- ・Teamsは、チャット、ウェブ会議、ファイル共有、ファイルの共同編集といった機能が集約された新しいコミュニケーションツール。
- ・ライセンスは全職員に配布され、誰でもウェブ会議を開催。

- ・Teamsのほか、データ分析ができるPowerBI、業務を自動化できるPowerAutomateなども全職員利用可能。



BYODで外出先でもコミュニケーションOK！

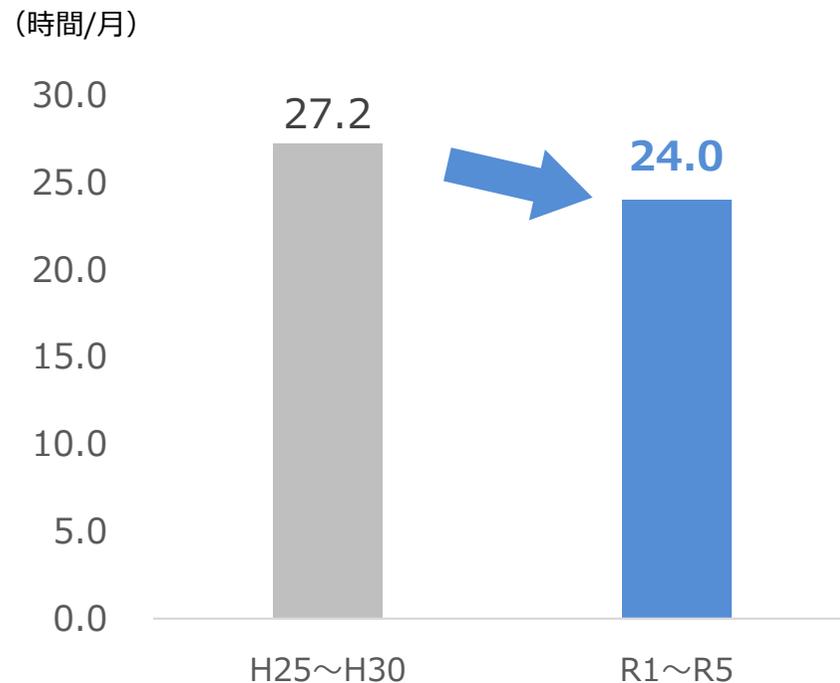
- ・私物スマートフォンに、Teamsなどのアプリケーションをインストールすることが可能。
- ・これにより、外出中でも、チーム会合に参加することが可能。また、写真などの映像をTeamsに投稿することができるので、例えば、災害現場の状況などをリアルタイムに報告することが可能。

(注)BYOD: 私物端末の業務利用



働き方について②

超過勤務時間（本省）



- 超過勤務時間は**減少傾向**
- 毎週、水曜日と金曜日は定時退庁日

年次休暇取得日数（R5）

- 年次休暇取得日数は**15.3日**
- 「月イチ年休」取得を推進

テレワーク・フレックスタイム制の活用

- 働く時間と場所の柔軟化を推進
- 自宅等で勤務を行うテレワークや、勤務時間を柔軟に調整できるフレックスタイム制を活用し、仕事と家庭生活を両立させています。

働き方について③

男性・女性職員ともに、生き生きと輝ける働きやすい環境づくりに取り組んでいます。

育休取得率 男性：84.0%、女性：100.8%

(令和5年度)

(参考)

外務省	男：42.3%、女：92.7%
厚労省	男：97.2%、女：102.7%
経産省	男：72.2%、女：109.3%
国交省	男：73.4%、女：114.0%
環境省	男：68.8%、女：110.5%

▶ R4年度から、子どもが生まれた男性職員は「1ヶ月以上育児に伴う休暇・休業を取得する」ことが前提となり、省全体で男性の育児休業取得を推進しています。

農林水産省に併設された保育園



(例) 育児と両立する場合

【女性】出産～育児休業

- ・産前休暇(産前6週間前から出産の日まで)
- ・産後休暇(出産の翌日から8週間)
- ・育児休業(子が3歳に達するまで)

【男性】配偶者の出産～育児休業

- ・配偶者出産休暇(出産時の付き添いで2日)
- ・育児参加のための休暇(妻の産前産後期間中に5日)
- ・育児休業(子が3歳に達するまで)

【育児休業復帰後】仕事と育児の両立

- ・育児短時間勤務(通常よりも短い勤務時間で勤務)
- ・子の看護休暇(年5日)
- ・テレワーク、フレックスタイム制



農林水産省の人材育成（研修制度）

●農村研修

【対象者】

入省2年目に本省に在籍する職員等

【概要】

- ・全国各地の農家・漁家に一定期間派遣され、農家・漁家の一員として働くことで農林水産業の実情を経験する研修。
- ・実施形態については、本省、農政局ごとに異なり、本省に在籍する職員の場合は最大1か月間。
- ・派遣された農村地域の抱える課題や地方との人間関係、農林水産政策の現場での受け止められ方などをリアルに感じる事が可能。

（研修生が現場で経験することの例）



研修報告書



その他研修制度について（留学制度）

○ 以下のような人事院が実施する研修に参加することができます。

●海外留学制度

【概要】

- ・ 人事院の長期在外研究員制度により、海外の大学院の修士課程等へ2年間派遣する制度。
- ・ 語学力が一定以上あり、留学意欲、将来の国際関係業務への従事意欲が高い者が選考される。
- ・ 農業技術系では毎年3～5名程度が留学。



●国内留学制度

【概要】

人事院の国内研究員制度により、国内の大学院の修士課程や博士課程に2～3年間派遣する制度。



【参考】 農林水産省の所管法令①

【組織・通則】

食料・農業・農村基本法
農林水産省設置法
食品安全基本法

【消費・安全】

農薬取締法
肥料の品質の確保等に関する法律
農用地の土壌の汚染防止等に関する法律
植物防疫法
家畜伝染病予防法
牛海綿状脳症対策特別措置法
牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法
飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律
獣医師法
獣医療法
家畜保健衛生所法
と畜場法
食品衛生法
流通食品への毒物の混入等の防止等に関する特別措置法
食品表示法
米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律
遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
食育基本法

【食料産業】

地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律
株式会社農林漁業成長産業化支援機構法
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
種苗法
特定農林水産物等の名称の保護に関する法律
バイオマス活用推進基本法
農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律
資源の有効な利用の促進に関する法律
農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律
食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律
売市場法
商品先物取引法
商品投資に係る事業の規制に関する法律
特定農産加工業経営改善臨時措置法
食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法
日本農林規格等に関する法律

【生産】

独立行政法人農畜産業振興機構法
独立行政法人家畜改良センター法
果樹農業振興特別措置法
野菜生産出荷安定法
国際花と緑の博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律
花きの振興に関する法律
お茶の振興に関する法律
農業改良助長法
持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律
有機農業の推進に関する法律
地力増進法
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律
養豚農業振興法
酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律
牧野法
飼料需給安定法
家畜改良増殖法
養鶏振興法
畜産経営の安定に関する法律
家畜商法
家畜取引法
肉用子牛生産安定等特別措置法
競馬法
日本中央競馬会法



【参考】 農林水産省の所管法令②

【経営】

農地中間管理事業の推進に関する法律
農業経営基盤強化促進法
農地法
農業委員会等に関する法律
農業協同組合法
農林中央金庫法
協同組織金融機関の優先出資に関する法律
農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律
農水産業協同組合貯金保険法
農水産業協同組合の再生手続の特例等に関する法律
農業近代化資金融通法
農業動産信用法
農業信用保証保険法
独立行政法人農林漁業信用基金法
株式会社日本政策金融公庫法
農業改良資金融通法
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法
天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法
農業保険法
独立行政法人農業者年金基金法

【農村振興】

防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法
農業用ため池の管理及び保全に関する法律
農業振興地域の整備に関する法律
集落地域整備法
優良田園住宅の建設の促進に関する法律
景観法
離島振興法
山村振興法
半島振興法
過疎地域自立促進特別措置法
特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律
農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律
農村地域への産業の導入の促進等に関する法律

農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律
市民農園整備促進法
農山漁村滞在型余暇活動のための基盤整備の促進に関する法律
観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律
都市農業振興基本法
鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律
土地改良法
海岸法
激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律
農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

【食糧政策】

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律
米穀の新用途への利用の促進に関する法律
農産物検査法
砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律
農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律

【技術】

国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構法
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター法
科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律
技術研究組合法

掲載している法令は、農林水産省が所管する主な法令（他府省が主に所管している法令も関係法令として一部含む。）であり、すべての所管法令を網羅したものではありません。

